平成２２年（フ）第７６３号
千葉県市川市本行徳３番２号　海老原ハイツ102号
債務者　山口フジエ
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８５号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番２棟305号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８０３号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目17番27―107号
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２６号
千葉県船橋市習志野台１丁目26番13号　タウンハウス習志野台203号
債務者　柳沢　広治
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８７０号
千葉市花見川区畑町1335番地
債務者　土屋　廣司
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４３号
石川県河北郡津幡町字五反田イ135番地
債務者　横山　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
石川県河北郡津幡町字五反田イ135番地
債務者　横山　治子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
金沢市馬替１丁目128番地５　セジュール中野103号、従前の住所金沢市新保本３丁目７番地
債務者　横川　知泰
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８２号
金沢市岸川町ナ１番地２
債務者　西村智代子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
金沢市京町５番８号
債務者　佐山　広志
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
石川県河北郡津幡町字浅田丙13番地　池アパート16号
債務者　橋本　健一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１１号
金沢市横川１丁目171番地１、従前の住所金沢市八日市４丁目141番地４、従前々の住所金沢市八日市５丁目390番地　レスポワールＮＯ１．101
債務者　樋口　智美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１６号
岐阜市白木町28番地１　県営白木町住宅102号室
債務者　押谷　潤嘉
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７３号
岐阜市大洞紅葉が丘５丁目４番地　市営住宅大洞緑団地24号棟402号室
債務者　宍戸カルロスこと　シシド　レイエス　カルロス　アルベルト
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
岐阜県可児市川合北２丁目104番地
債務者　粥川　徳彦
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４２号
岐阜県可児市川合北２丁目104番地
債務者　粥川　美保
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第５５号
岐阜県美濃加茂市太田町2591番地１　朝日プラザ417
債務者　佐藤　滿久
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部